

2016年度夏版L2-Tech水準表 (素案) からの主な変更点

#	No.	設備・機器等の名称	指摘事項	対応
1	-	プリンタ,複合機	業界全体で改善を実現してきたため、旧機種からの置き換えでは省工に資するものの、現状は製品間の差異が極めて小さいためトップを決定する仕組みにそぐわない。	指標については、L2-Tech水準表に掲載するが、L2-Tech水準を設定しないこととする。
2	A-06-001~006,A-07-001	高温水ヒートポンプ,ヒートポンプ給湯機	L2-Tech水準表の原理・しくみに記載されている情報だけでは、両設備・機器等の区別が困難であるため、JRA4060:2014を踏まえ「貯湯ユニット」の有無によって両者を区別すべき。	高温水ヒートポンプには「貯湯ユニットを含まないもの。」という説明を、ヒートポンプ給湯機には「貯湯ユニットを含むもの。」という説明を追加する。
3	A-06-001~006	高温水ヒートポンプ	一過式と循環式は、基本的な原理・しくみが異なり、かつ利用方法(購買の選択条件)も異なるため区別すべき。	一過式と循環式は、別の設備・機器等として区別する。
4	A-09-001	温水ボイラ	法的には、「温水ボイラ」と「温水機」とで区別されるため、後者についても併記すべき。または、温水ボイラは、古い技術であるため、温水機に限定すべき。それに伴い、原理・しくみについても説明を更新する必要がある。 (なお、温水ボイラと温水機とで原理・しくみは異なるが、市場セグメントは一致している。)	設備・機器等の名称を「温水機」とし、原理・しくみの説明を「燃焼室、伝熱面、熱交換器からなる。燃焼によって温められた熱媒水と給水管の水とを熱交換させ、その温水を取り出して利用する。熱媒水を真空状態に密閉した状態で沸騰させる真空式と、熱媒水を大気に開放した状態で温める無圧式が存在する。」に変更する。
5	A-09-001	温水ボイラ	計算方法、および計算方法について、JISB8222-1993を使用するのではなく、同設備・機器等に該当する製品に応じて計算方法、および試験条件を変更すべき。	計算方法、および試験条件を下記の通りとする。 「JISB8222-1993、JISB8417:2000、またはJISB8418:2000に準拠」
6	A-09-002	蒸気ボイラ(貫流ボイラ)	潜熱回収型を認証対象外としているが、本来的には潜熱回収型のほうが高性能であるため、対象外とすべきでない。 本ボイラを高負荷で利用することが多く、かつ廃温水を循環して利用する場合以外は、潜熱回収型のほうがシステム全体の効率は良くなるため、一般的に潜熱回収型が推奨される。	新たに潜熱回収型というクラスを設けL2-Tech水準を設定する。なお、潜熱回収型については、試験条件*として設定している通常使用時において潜熱回収が可能なものとして定義する。 *JISB8222-1993および公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会が規定する「ボイラー性能表示基準値」
7	A-09-002	蒸気ボイラ(貫流ボイラ)	潜熱回収型を認証対象とするのであれば、標準仕様のもとのクラスを分類すべき(購買の選択条件が異なるため)。	同上。
8	A-09-002,A-09-003,A-09-004	蒸気ボイラ(貫流ボイラ),蒸気ボイラ(炉筒煙管ボイラ),蒸気ボイラ(水管ボイラ)	原理・しくみの「水蒸気」を「蒸気」に変更すべき。労働安全衛生法施行令及びボイラー及び圧力容器安全規則、ボイラー構造規格の条文、通達には、「蒸気」と規定されている。	「水蒸気」を「蒸気」に変更する。
9	A-09-003,A-09-004	蒸気ボイラ(炉筒煙管ボイラ),蒸気ボイラ(水管ボイラ)	本設備・機器等において、潜熱回収型のものには存在しないのではないかと。	クラス(条件)として「ドレンを発生する潜熱回収型は対象外とする」という表記は削除する。
10	A-09-004	蒸気ボイラ(水管ボイラ)	原理・しくみの説明において、地域暖房用途で使用されることも追記すべき。また、化学・製紙業だけでなく、産業用でも使用されることを追記すべき。	原理・しくみの説明の「主に～」以下を、「主に化学・製紙業といった産業用や、地域暖房用で使用される。」とする。

#	No.	設備・機器等の名称	指摘事項	対応
11	A-11-002	空気冷媒方式冷凍機	試験条件の説明に記載されている「庫服量」を「庫腹量」に変更すべき。	「庫服量」を「庫腹量」に変更する。
12	A-11-002	空気冷媒方式冷凍機	国土交通省「倉庫業法」において、庫腹量という表現は使用されておらず、有効容積という表現が使用されている。	試験条件の説明に記載されている「庫服量：1000トン規模」を「庫腹量（有効容積）：2600m3規模」に変更する。
13	A-11-003	冷凍冷蔵倉庫用自然冷媒冷凍機	試験条件が示す設備・機器等は、「アンモニア/CO2二次冷媒システム」のことであるため、その名称を変更すべき。	設備・機器等の名称を「冷凍冷蔵倉庫用自然冷媒冷凍機（アンモニア/CO2二次冷媒システム）」に変更する。
14	A-11-003	冷凍冷蔵倉庫用自然冷媒冷凍機	原理・しくみの説明が、設備・機器等を特定できるような表現になっていない。	原理・しくみの説明を「アンモニアを一次冷媒、二酸化炭素を二次冷媒（マイナス5～マイナス40℃程度）とし、それを庫内に循環させる冷凍機。」に変更する。
15	A-11-003	冷凍冷蔵倉庫用自然冷媒冷凍機	より汎用的な試験条件とするため、「冷却水入口温度」を「凝縮温度」に変更すべき。	「冷却水入口温度」を「凝縮温度」に変更する。
16	A-14-001	誘導モータ	国内における仕様基準に従い、電圧の条件を、50Hzの場合は200V、60Hzの場合は220Vとすべき。	50Hzの場合は200Vであること、60Hzの場合は220Vであることを、試験条件、またはクラス（条件）に追記する。
17	A-14-001	誘導モータ	業界として一般的になりつつあるJIS C 4213:2014も、計算方法及び試験条件として併記すべき。JIS C 4213:2014は、（水準表に記載されている）JIS C 4034-2-1:2011を引用しているため、矛盾は生じないと考える。	計算方法及び試験条件に、JIS C 4213:2014を併記し、下記の通りとする。 「JIS C 4034-2-1:2011またはJIS C 4213:2014」
18	A-14-001	誘導モータ	製品の性能を平等に比較するため、負荷を100%に統一すべきである。	試験条件に、下記を追記する。 「ただし、負荷を100%とする。」
19	A-16-001	窓ガラス	「真空ガラス」を対象に含めるため、計算方法及び試験条件にある準拠する規格を「JISR3107-1998及びJISR3209-1998、ただし真空ガラスについては、複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等（平成26年11月28日経済産業省告示第235号）」に修正すべき。	「真空Low-E複層ガラス」および「真空ガラス」について、計算方法及び試験条件に「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等（平成26年11月28日経済産業省告示第235号）」を追加する。
20	B-01-001,B-02-001, B-03-001	油圧シヨベル（内燃機関型,ハイブリッド型,電動型）	水準表では、計算方法、および試験条件について、準拠すべき規格を最新のものとしているが、現在発売されている製品においては、旧規格によって性能が算出されているケースが多い。	左記を踏まえ、下記の通り旧規格を併記する。 「JCMASH020:2014またはJCMASH020:2010」
21	B-01-003	ホイールローダ（内燃機関型）	水準表では、計算方法、および試験条件について、準拠すべき規格を最新のものとしているが、現在発売されている製品においては、旧規格によって性能が算出されているケースが多い。	左記を踏まえ、下記の通り旧規格を併記する。 「JCMASH022:2015またはJCMASH022:2010」
22	D-03-001	密閉式ベレットストーブ	計算式の記載内容に誤りがあるため、修正すべき。	計算式の一部を「試験燃料の熱容量当たり排気ガス中の化学的熱損失」から「試験燃料の熱容量当たり排気ガス中の化学的熱損失」に変更する。
23	D-06-001	ガス温水機器（エコジョーズ）	JISS2093:2010が制定されているため、試験条件としてはこの規格を設定すべき。	左記の内容を踏まえ、試験条件の規格としてJISS2093:2010を設定する。

#	No.	設備・機器等の名称	指摘事項	対応
24	D-06-001	ガス温水機器 (エコジョーズ)	「暖房専用機」については、JISS2112:2011で効率を算出するため、計算方法の規格を変更する必要がある。	左記の内容を踏まえ、計算方法の規格としてJISS2112:2011を設定する。
25	D-06-001	ガス温水機器 (エコジョーズ)	「暖房給湯兼用機」については、暖房部の効率をJISS2112:2011で、給湯部の効率をJISS2109:2010Rで算出しているため、両規格を併記する必要がある。	左記の内容を踏まえ、計算方法の規格としてJISS2112:2011及びJISS2109:2010Rを設定する。
26	D-08-001,002	真空管形集熱器 (強制循環型太陽熱給湯器用),真空管形集熱器 (強制循環型太陽熱給湯器用)	測定単位の名義と計算式に誤りがあるため、JISに則った記載に変更すべき。	測定単位の名義を「単位面積1日あたりの集熱量」に、計算式を「JISA4112:2011に準拠」に変更する。
27	D-08-003	蓄熱槽 (強制循環型太陽熱給湯器用)	指標として設定しているJISA4113は、BLT SO:2015、およびSS-TS002と同義であり、かつ業界として標準的に使用している規格であるため、両規格を併記できないか。	計算方法、および試験条件に、BLT SO:2015、SS-TS002を併記し、下記の通りとする。 「JISA4113:2013、BLT SO:2015、またはSS-TS002」
28	D-11-001	LED照明器具 (家庭用)	電球形LEDランプを光源とするLED照明器具はユーザーニーズがあり、今後もしばらく販売されるため、認証対象とすべき。その際は、主照明として使用できるタイプとして、電球形LEDランプが複数使用されている照明器具を対象とすることが望ましい。 また、「電球型」という表現は混乱を招き得るため、「電球形LEDランプ組込型」の方が適切である。	左記を踏まえ、「電球形LEDランプ組込型 昼白色、昼光色、白色 電球形LEDランプ2灯以上」「電球形LEDランプ組込型 温白色、電球色 電球形LEDランプ2灯以上」を認証対象とする。
29	D-11-001	LED照明器具 (家庭用)	本来、「昼白色、電球色」よりも「昼光色、昼白色、白色」の方がL2-Tech水準が高くなるはずである。	原理・しくみの説明に「一般的には、「温白色、電球色」よりも「昼光色、昼白色、白色」の方がエネルギー効率 (lm/W) は高くなる。」を追記する。
30	D-15-001	窓ガラス (家庭用)	「真空ガラス」を対象に含めるため、計算方法と試験条件にある準拠する規格を「JISR3107-1998及びJISR3209-1998、ただし真空ガラスについては、複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等 (平成26年11月28日経済産業省告示第235号)」に修正すべき。	「真空Low-E複層ガラス」および「真空ガラス」について、計算方法と試験条件に「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等 (平成26年11月28日経済産業省告示第235号)」を追加する。
31	E-02-002	太陽電池 (シリコン系・多結晶)	原理・しくみの文章は、多結晶シリコン太陽電池に対するネガティブイメージが強い。また、昨今の技術開発により効率的には旧来型の単結晶と遜色はないレベルにあると考えられる。メリットを強調いただくなど、記載を変更すべき。	原理・しくみの文章を「太陽電池は、光の持つエネルギーを、直接的に電力に変換する装置である。太陽電池内部に入射した光のエネルギーは、電子によって直接的に吸収され、PN接合の界面にあらかじめ設けられた電界に導かれ、電力として太陽電池の外部へ出力される。結晶の粒径が数mm程度の多結晶シリコンを利用した太陽電池。変換効率の面では単結晶と比較して低いが、単結晶より製造工程が簡便であるため、効率とコストのバランスが良く、普及が進んでいる。」に変更する。
32	E-05-001	ガスエンジン (メタン発酵発電用)	評価対象とする設備がコジェネレーションユニットであるため、設備・機器等の名称を「ガスエンジン発電設備」に変更すべき。	他のメタン発酵によるガス以外を使用するガスエンジン発電設備と混同しないよう、設備・機器等の名称を「ガスエンジン発電設備 (メタン発酵発電用)」に変更する。
33	E-06-001	トランスヒートコンテナ	「トランスヒートコンテナ」は商品名であるため、設備・機器等の名称を「潜熱蓄熱輸送」に変更すべき。	設備・機器等の名称を「潜熱蓄熱輸送設備」に変更する。